

「流総計画の見直し」における検討の提案

2018.6.19

1 計画書 P1 (イ) 整備の目標 への追加事項

- ① 気候変動による豪雨あるいは渇水などによる影響に対しての雨水対策の位置づけや雨水の量と質の管理体制
 - ・雨水対策は、単に雨水を河川に流下させずに流域治水条例の4つの対策のひとつ、雨水を「ためる」ことで、浸水治水対策としてだけでなく、濁水防止、都市部の道路の汚れゴミによる水質汚染防止、不明水の解消をすすめていく。
 - ・そのため、これまで雨水対策として実施してきた「草津市の市街地排水浄化事業施設、守山栗東雨水幹線」の現状をしっかりと評価することで、今後の雨水対策事業や水質の改善のための課題がわかり、これらの事業の実績からさらなる展開や進化が期待できる。
(具体策)
 - ・雨水ますや雨水ポンプ場の活用をめざす。
 - ・水位計のついたため池の整備を促進する。
- ② 安全な水と暮らしにむけた人の倫理観を向上させ、琵琶湖保全の社会的価値も高めるためには、単に技術だけでない確たる下水道システムをめざす。
(具体案)
 - ・溝や道路の清掃の効果は、超高度処理よりも影響があるとの啓発、住民の意識向上促進
- ③ 下水道中期ビジョンにおける耐震対策だけでなく、さまざまな災害と事故を想定した「下水道の危機管理計画」を早急に構築し、実行する。

2 計画書 P2 (ハ) 都市別整備方針 の表内の以下の記述について

大津市 ・ ・ 「分流一部合流」これはすでに合流式は整備が完了しているので不適切な表現
→ 「分流一部合流 (H25 整備完了)」

3 計画書 P8 (イ) 中期整備計画年度 の 注1) 中期整備の目標 への追加事項

上記本提案1と同様に P8 ⑥の次に

「⑦ 雨水対策：雨水の浸水汚濁汚染防止対策と雨水利用推進（仮文）」を追加

4 「流総計画の見直し」 資料1 への疑問

- ① P13 の下の表における現況は、平成26年の高度処理による実績のはず、P14、15の T-N,T-P のグラフの「現況」は何の処理によるもので、何年後の高度処理との比較なのかを明記してほしい。
いずれも「現況」とは、何年の何という処理かを明記するべき。

- ② P13の現況より平成57年の予測値が、T-N、T-Pと総排出負荷量は減少しているのに、CODは増えているので、理由を説明した方がよい。

5 資料1のP25 「対策②：工場下水道への接続の推進」に関わる提案

対策②が実行できるまでにできること：

工場などからの放流水に適用される基準は、下水道法、水質汚濁法にもとづく基準により公共水域に放流することができる。だが、浄化センターからの放流水は、琵琶湖や周辺の河川は環境基準に近付けるための努力をし、類型による目標も設定されている。しかし、排水を規制する基準と環境基準の隔たりは大きい。特に、工場からの排水で認められるCOD、BOD、T-P、T-Nの数値による監視体制としては、現在の浄化センターからの現況の放流水質と比較して、琵琶湖周辺でみとめられる排水基準値とは思えない。総量規制ができないこともあり、このために見逃していることがあるのではないか。これでよいかどうかのはっきりした判断をしていただきたい。第7期湖沼水質保全対策としては、工場などからの排水基準の規制を、琵琶湖の水質保全目標にあわせて厳しいものにしなければならないのではないか。滋賀県を下水道特区としての基準の検討が必要と考える。